

議案第52号

西脇市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の  
制定について

西脇市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を次のように  
定める。

平成28年6月22日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

新庁舎等の移転整備を行うに当たり、市役所の位置を変更する必要  
があるため。

## 西脇市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例

西脇市役所の位置を定める条例（平成17年西脇市条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「郷瀬町 605番地」を「下戸田 128番地の1」に改める。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。